

愛媛県渇水対策庁内連絡会議

次 第

日時：令和8年2月6日(金) 15:30～16:30

場所：本館4階 ドーム会議室

1 開会

2 会長(河川港湾局長)あいさつ

3 議事

○気象状況

○渇水状況

○今後の渇水対応

4 閉会

2025年11月以降の少雨について

2026年2月6日
松山地方気象台

これまでの気象概況

昨年11月以降、高気圧に覆われることが多く、低気圧や寒気の影響を受けにくい状況となった。

このため、愛媛県では昨年11月から今年1月までの3か月間の降水量は県内アメダス（新居浜を除く）の全ての地点で平年の降水量の50%以下となっており、東予や南予では平年の降水量の30%以下の地点があった。

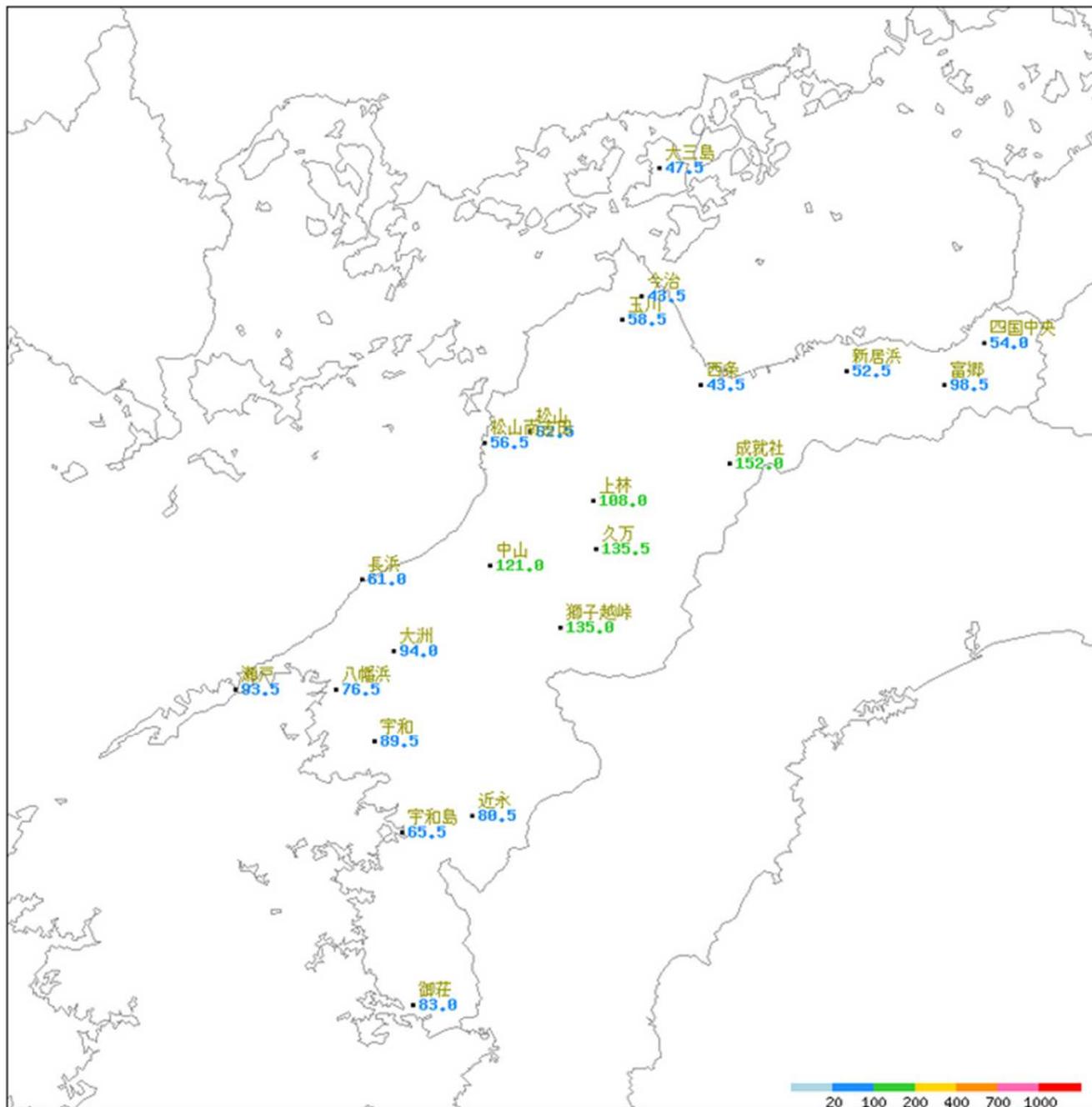
この3か月の中で今年1月の降水量は特に少なく、全ての地点（新居浜を除く）で平年の40%以下となり、平年の降水量の10%以下となった地点もあった。県内アメダスの15地点で1月の最も少ない降水量の1位の記録を更新した。

今後の見通し

2月5日発表の1か月予報では、少雨の傾向が続き、降水量は平年より少なくなる可能性が高く（50%）なっている。

2025年11月～2026年1月の降水量

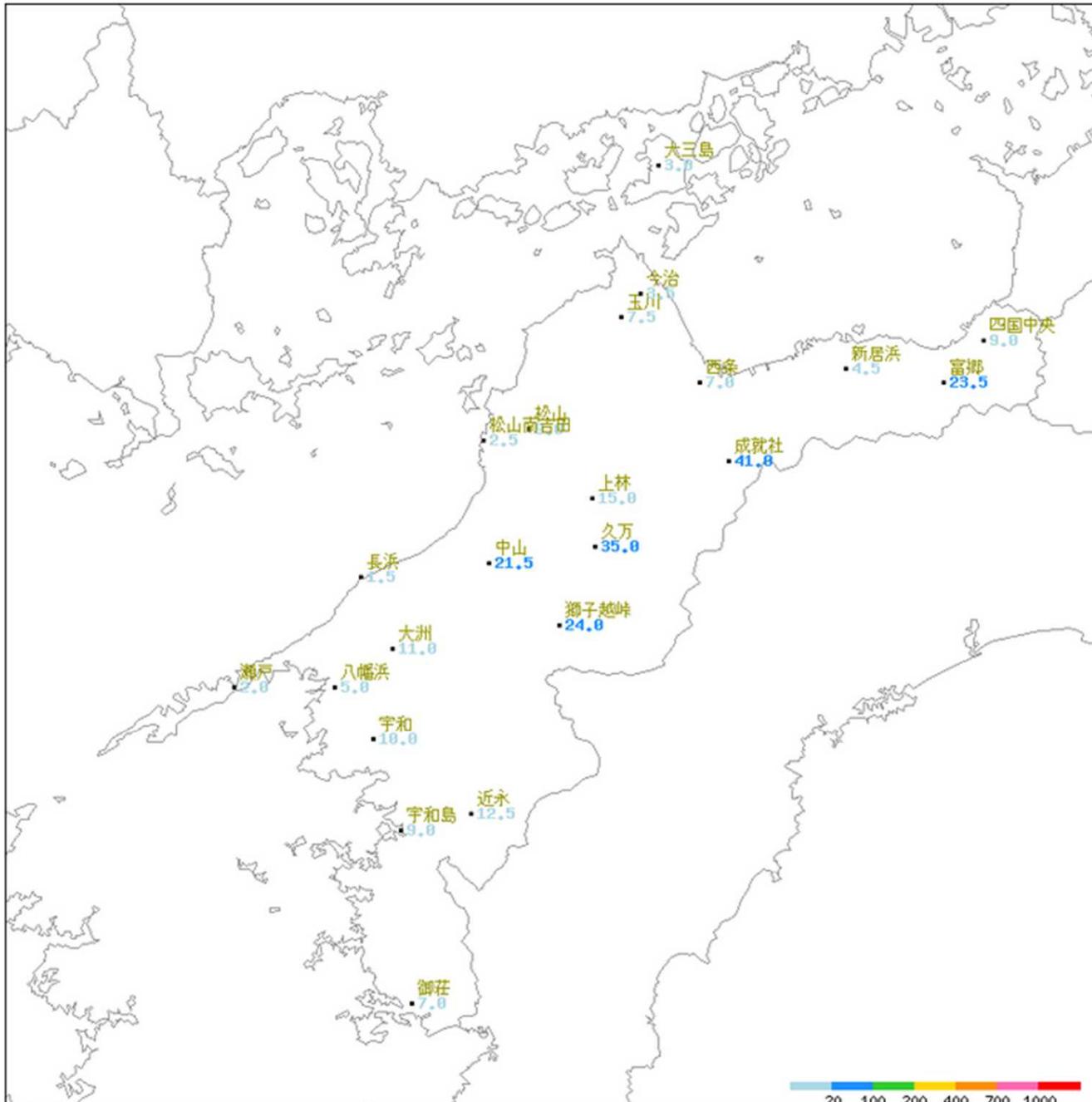
アメダス月別値 2025年11月～2026年1月 降水量(mm)



記号	統計値区分
D	正常値
--	現象なし
D)	準正常値
D]	資料不足値
X	欠測
//	平年値なし
D@	[参考]平年値

2026年1月の降水量

アメダス月別値 2026年1月 降水量(mm)



地点名	実況値	平年値	平年比(%)
長浜	1.5	44.5	3
瀬戸	2.0	65.1	3
松山南吉田	2.5	40.5	6
大三島	3.0	40.8	7
今治	3.5	49.6	7
八幡浜	5.0	59.3	8
御荘	7.0	69.3	10
玉川	7.5	58.5	13
西条	7.0	53.2	13
宇和	10.0	76.1	13
大洲	11.0	74.8	15
宇和島	9.0	61.2	15
近永	12.5	74.2	17
松山	9.0	50.9	18
四国中央	9.0	44.9	20
上林	15.0	65.2	23
中山	21.5	75.9	28
獅子越峠	24.0	83.0	29
富郷	23.5	68.2	34
成就社	41.0	105.8	39
久万	35.0	89.0	39
新居浜	4.5	//	//

記号	統計値区分
D	正常値
--	現象なし
D)	準正常値
D]	資料不足値
X	欠測
//	平年値なし
D@	[参考]平年値

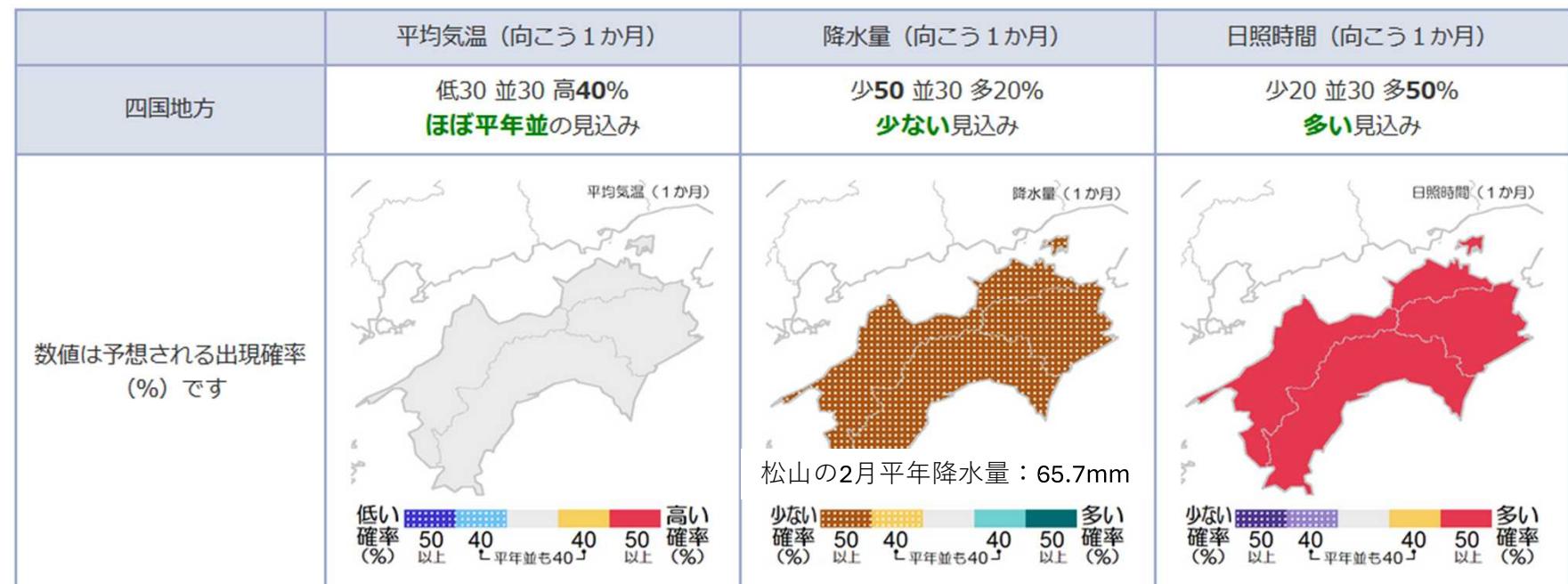
* 色付きの地点は1月の最も少ない降水量の過去1位を更新した地点

今後の見通し

週間予報（2月5日～12日）

愛媛県の天気予報（7日先まで）								
2026年02月05日11時 松山地方気象台 発表								
日付	今日 05日(木)	明日 06日(金)	明後日 07日(土)	08日(日)	09日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)
愛媛県	曇時々晴 	曇時々晴 	曇一時雨か雪 	曇一時雪 	曇時々晴 	曇時々晴 	曇一時雨 	曇時々晴
降水確率(%)	-/-10/10	10/10/10/20	50	50	30	30	60	30
信頼度	-	-	-	C	A	A	B	A
松山 気温 (°C)	最高 14	14	10 (8~11)	6 (5~8)	8 (7~10)	12 (10~14)	12 (11~14)	13 (10~14)
	最低 -	7	2 (0~3)	1 (-1~2)	0 (-1~1)	1 (-1~2)	6 (4~7)	4 (2~6)
		向こう一週間（明日から7日先まで）の平年値						
		降水量の7日間合計			最低気温		最高気温	
松山		平年並 4 - 16mm			2.4°C		10.5°C	

1か月予報（2月7日～3月6日）



参考：林野火災予防ポータルサイト

林野火災予防のために、現在の気象状況や今後の見通しを掲載している。

林野火災予防ポータルサイト

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/rinya/rinyakasai.html>

ポータルサイトの掲載資料例

・都道府県ごとの降水量一覧

都道府県ごとに前3日、10日、20日、30日、45日間の降水量を掲載

https://www.data.jma.go.jp/stats/data/mdrr/pre_acm/select_pre.php

林野火災警報・注意報の発令支援情報：愛媛県 前3日間降水量、前30日間降水量（2月2日）

期間降水量(詳細)		02日の前3日間降水量 (mm)
都道府県	地点	
愛媛県	大三島（オオミシマ）	0.0
愛媛県	玉川（タマガワ）	0.0
愛媛県	今治（イマバリ）	0.0
愛媛県	西条（サイジョウ）	0.0
愛媛県	新居浜（ニイハマ）	0.0
愛媛県	四国中央（シコクチュウオウ）	0.0
愛媛県	富郷（トミサト）	0.0
愛媛県	松山（マツヤマ）	0.0
愛媛県	松山南吉田（マツヤマミナミヨシダ）	0.0

都道府県	地点	期間合計降水量		2026年2月1日まで		ページ先頭へ
		前10日間合計 (mm)	前10日間合計 (平年比) (%)	前20日間合計 (mm)	前20日間合計 (平年比) (%)	
愛媛県	大三島	0.0	(0)	3.0	(10)	3.0 (7) 16.5 (28)
愛媛県	玉川	0.0	(0)	5.0	(13)	5.0 (9) 22.0 (26)
愛媛県	今治	0.0	(0)	3.5	(10)	3.5 (7) 16.5 (23)
愛媛県	西条	0.5	(3)	6.0	(16)	6.0 (11) 14.0 (18)
愛媛県	新居浜	0.0	(//)	1.5	(//)	3.0 (//) 25.0 (//)
愛媛県	四国中央	0.0	(0)	2.5	(8)	3.0 (7) 29.0 (41)
愛媛県	富郷	1.5	(7)	3.0	(6)	11.0 (16) 50.5 (48)
愛媛県	松山*	1.0	(6)	3.0	(8)	9.0 (17) 17.0 (23)
愛媛県	松山南吉田	0.5	(3)	1.5	(5)	2.5 (6) 8.0 (13)

県内ダムの状況及び取水制限の状況

令和8年2月6日 ※1

ダム名 (管理者)	確保 容 量 (千m ³) A	現在の 貯水容量 (千m ³) B	貯水率 (%) B/A	貯水率の 平年比 (%) ※2	【協議会名】 渴水対応状況
柳瀬 (国交省)	49,680	30,362	61.1	80.7	【銅山川渴水調整協議会】 吉野川ダム統合管理事務所、県、四国中央市、水資源機構 川之江地区土地改良区 ・1月20日から自主節水 [工水10%カット] ・2月9日から第1次取水制限 [工水20%カット] (予定)
新宮 (水機構)					
富郷 (水機構)					
東 予	鹿森 (県)	881	290	32.9	100.1 【鹿森ダム三者連絡協議会】 県、新居浜市、住友共同電力(株) ・12月5日から自主節水 [工水0.1m ³ /s]
	黒瀬 (県)	27,894	3,515	12.6	22.1 ※工事のため貯水位を下げている。(利水者との協議済)
	玉川 (県)	6,823	5,789	84.8	101.6
	台 (県)	795	457	57.5	82.0
中 予	石手川 (国交省)	6,300	4,676	74.2	91.7
	面河 (農水省)	27,459	13,727	50.0	77.8
南 予	鹿野川 (国交省)	29,700	204	0.7	2.7 【肱川渴水情報連絡会】 大洲河川国道事務所、肱川ダム統合管理事務所、山鳥坂ダム工事 事務所、県、大洲市、伊予市、砥部町、内子町 ・流水の正常な機能の維持のための放流については、ダムへの流入 量と同量を放流する操作へ切替(12月9日から) ・水質や生物など渴水による影響調査を実施 ※水道用水等の利用なし
	野村 (国交省)	11,900	6,476	53.1	62.8
	須賀川 (県)	1,430	686	48.0	62.9 【須賀川渴水調整協議会】 県、宇和島市、柿原水利組合(休止中) ・流水の正常な機能の維持のための放流については、ダムへの流入 量と同量を放流する操作へ切替(1月30日から) ・水道用水については取水制限なし
	山財 (県)	1,788	910	50.9	60.6 【岩松川渴水調整協議会】 県、宇和島市、愛南町、宇和海地区土地改良区、津島町土地改良 区、石丸・東水利組合、嵐部水利組合、岩渕水利組合 ・流水の正常な機能の維持のための流量については、ダムへの流入 量と同量を放流する操作へ切替(1月9日から) ・水道用水については取水制限なし

※1 ダムの「現在の貯水容量」「貯水率」は同日7時現在の値。

ただし、銅山川3ダムについては同日0時現在の値

※2 平年比とは、当日貯水率を下記期間の平年貯水率で除した値

県管理ダム：竣工後～R6 (鹿森ダムのみH20～R6)、銅山川3ダム：H13～R6

石手川ダム：S48～R6、鹿野川ダム：S 58～R6、野村ダム：S57～R6、面河ダム：竣工後～R6

市町の渇水対応の状況

令和8年2月6日現在

市町名	主な対策内容	対策本部等の開催	
四国中央市	<ul style="list-style-type: none"> ・1月20日から自主節水〔工水10%カット〕 ・2月9日から第1次取水制限〔工水20%カット〕（予定） 		
新居浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・12月5日から自主節水〔工水0.1m³/s〕 		
松山市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への節水目標（1人1日10リットル）を提示 ・公用車で巡回放送 ・公用車に「節水」ステッカー貼付け ・市役所庁舎案内板に水源状況の表示 ・節水PR（ホームページ、SNS、庁内放送） ・公用車の洗車自粛 ・減圧給水（25%減圧）の実施 	1/30	松山市公営企業局 渇水対策委員会
大洲市	<p>12月9日から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水PR（ホームページ等） ・防災行政無線で放送 	12/1	大洲市 渇水対策本部
宇和島市	<ul style="list-style-type: none"> ・1月30日から節水PR（ホームページ等） ・南予水道企業団（野村ダム）に宇和島浄水場の受水増を要請 		
愛南町	<p>12月15日から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水PR（ホームページ等） ・防災行政無線で放送 		

愛媛県渇水対策のフロー

渇水影響
小

■ 各利水者による渇水調整（ダムごと）

設置要件	各河川において、ダムの貯水量や関係利水者の取水量及び気象状況を踏まえて、必要に応じて開催
目的	渇水時における関係利水者間の水利使用の調整や、情報連絡を行うことを目的とする



市町渇水対策本部

農業用水の不足等による干ばつ対策本部は、市町、JA等が別途設置

■ 愛媛県渇水対策庁内連絡会議



設置要件	県内の複数の市町において、 <u>生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障等が報告されたとき、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策を開始した場合</u> に、気象状況を踏まえて設置
任務	渇水情報の集約・分析、渇水被害の把握、渇水対策の検討
会長	土木部河川港湾局長
委員	行政経営課長、財産活用推進課長、総合政策課長、地域スポーツ課長、県民生活課長、防災危機管理課長、保健福祉課長、産業政策課長、企業立地課長、農政課長、農地整備課長、農産園芸課長、土木管理課長、水資源・ダム政策監、河川課長、都市整備課長、公営企業局総務課長、発電工水課長、教育総務課長
設置実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年9月2日～平成15年4月10日 ・平成19年6月28日～平成19年7月17日 ・平成20年8月29日～平成20年10月6日 ・平成21年6月9日～平成21年8月5日 ・令和4年7月1日～令和5年5月11日 ・令和5年11月16日～令和6年4月4日（通算6回）

■ 愛媛県渇水対策本部



設置要件	県内の複数の市町において <u>生活用水の給水制限が実施された場合</u> で、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあり、被害の規模、社会的影響等を考慮し、県庁一丸となって対策を講じる必要があると知事が認めたときに設置
任務	渇水情報の集約・分析、渇水被害の把握、広域的な用水確保対策の調整・指導、渇水被害を防止・軽減するための応急対策の実施
本部長	知事
副本部長	副知事
本部付	教育長、公営企業管理者
本部員	防災安全統括部長、総務部長、企画振興部長、観光スポーツ文化部長、県民環境部長、保健福祉部長、経済労働部長、農林水産部長、土木部長、公営企業管理局長、副教育長
下部組織	地方対策本部（地方局）、幹事会（本庁関係課長）
設置実績	平成6年7月18日～平成7年7月17日（通算1回）

渇水影響
大

《参考》現在の渇水レベル

渇水レベル		判断基準（時期）	対処内容	体制
平 常 時		渇水が意識されないような日頃から、河川管理者・ダム設置者・各利水者（生活用水・農業用水・工業用水）の関係課は、降水量等の気象やダム貯水率等の水源データを注視し、渇水の予兆の把握に努めるものとする。		
注意体制	1	降水量の少ない状況が続き、各水源の渇水調整協議会等が開催され、又は県内の水源のいずれかで取水制限等が開始された時期	回覧板による府内関係課間の情報共有を開始	R7/12/1
警戒体制	2	複数の市町において、生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障が報告された時期、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策が実施された時期	連絡会議の設置 節水PRの開始	R8/2/6
	3	水源からの取水制限や給水制限(初期段階の程度が軽いもの)の措置が複数の市町において発生し、気象状況からある程度長期にわたって継続すると見込まれる場合	対策本部への移行を検討	
非常体制	4	給水制限(時間給水など程度の重いもの)の措置が複数の市町において発生し、県民生活や産業活動等への影響が顕著となる時期	対策本部の設置	
	5	既存の水源の枯渇が迫り、県として県民生活や産業活動等を守るために施策の積極的な実施が求められる時期	生活用水の運搬等代替水源の確保策の検討・実施	

申し合わせ（案）

現在の県内の渇水状況に鑑み、渇水対応にあたる市町とともに、県として適切に対応することにより、県民生活の安全・安心を確保するため、以下を申し合わせる。

① 渇水状況を注視し、情報の収集・共有化を図り、次期対応に備える。（注意体制からの継続）

- 市町や関係団体との連絡を密にし、渇水に関する情報を入手した場合は、事務局（河川課）に報告する。事務局で情報を集約し共有化を図る。

② 県庁舎及び県有施設において、節水の強化を図る。

- 渇水対応にあたる市町にある県庁舎及び県有施設において、職員の節水を徹底するとともに、利用者への節水の呼びかけを実施する。

③ 県民への情報提供・節水の意識啓発を実施。

- 県HPやSNS等により、県民に渇水の状況や節水の呼びかけを実施する。

令和8年2月6日

愛媛県渇水対策庁内連絡会議

今後の庁内渇水対策の取組

部局	内 容
総務部	<p>各市町総務担当課に対し、庁内連絡会議での決定事項及び会議資料を共有</p> <p>本庁舎及び地方局庁舎の維持管理事業者、所管する施設入居団体等に対し、渇水対策への協力依頼文書を送付</p> <p>本庁舎及び地方局庁舎において節水を啓発する放送を実施</p> <p>職員に対し、節水を隨時啓発</p>
企画振興部	渇水に係る情報の収集及び共有
観光文化スポーツ部	<p>県武道館では、デジタルサイネージによる節水の呼びかけを実施</p> <p>所管県有施設等において、トイレ等に節水呼びかけの貼り紙</p>
県民環境部	<p>管理委託している自然公園の公衆便所について、節水呼びかけの張り紙を設置するよう依頼</p> <p>自衛隊への災害派遣要請（給水支援）に備え、現状や会議資料について情報共有</p> <p>職員及び委託業者等に対して節水の意識啓発を図る</p>
保健福祉部	<p>各地方局地域福祉課に対し、情報収集を依頼</p> <p>所管県有施設の指定管理者等に対し、節水の徹底と利用者への呼びかけを依頼</p>
経済労働部	<p>【アイテムえひめ】トイレ手洗い等に節水シール貼付、水道の水圧調整、社員・入居企業へ節水の呼びかけ 【テクノプラザ愛媛】トイレ、洗面、給湯室に節水呼びかけの掲示、灌水の頻度を減らす（週1回→2週間に1回） 【紙産業技術センター】大型試作機器の稼働状況を節水を意識して調整（稼働時間の短縮など）、機器使用者等への節水の呼びかけ 節水啓発チラシを庁舎内に掲示するなど、職員等に対し節水の意識啓発を図る。</p>
農林水産部	<p>渇水に係る情報の収集・共有</p> <p>部内各課室に渇水対策の実施を呼びかけ 庁舎等のトイレ、洗面等に節水啓発チラシを掲示</p>
土木部	<p>県内水道事業者（20市町・1企業団）の状況を隨時確認 【とべ動物園】再処理水の利用、大型プールの水替えの間隔をあける、各プールの水量減など 【総合運動公園】利用者への節水呼びかけの掲示、手洗い場、トイレ等の水圧調整 【道後公園・南レク】HPや掲示物による節水の呼びかけ 【松山観光港、三津浜港、高浜港、中島港（定期便利用者あり）】（渇水対策が必要な港）節水の徹底や周知を呼びかける掲示 道路情報板による節水の呼びかけ HP、SNS、展示物等を通じて、渇水情報を発信 職員への節水意識の徹底</p>
公営企業管理局	<p>県立病院等に対する渇水情報の提供・情報収集及び連絡調整</p> <p>職員等に対し、張り紙により節水を呼びかけ</p>
教育委員会	<p>渇水に係る情報の収集・共有</p> <p>（渇水地域）所在の県立学校及び県教育委員会所管の施設への節水を呼びかけ</p>

【県HP】 愛媛県の渇水情報

愛媛県

Ehime
Prefectural
Government



Language

閲覧補助

目的でさがす

組織でさがす

検索

くらし・防災

医療・福祉・
子育て

教育・
スポーツ

観光・文化・
国際交流

仕事・産業

土木・
まちづくり

県政運営

① 重要なお知らせ

- 2026年2月2日 爰媛県林野火災特別警戒アラート及び警戒アラートの発表について
- 2026年1月8日 ビジネスメール詐欺（BEC）に係る注意喚起について
- 2025年12月5日 知事になりすましたSNSアカウントに係る注意喚起について
- 2025年4月22日 米政権が打ち出した関税政策への対応について

PickUp

PickUp に追加

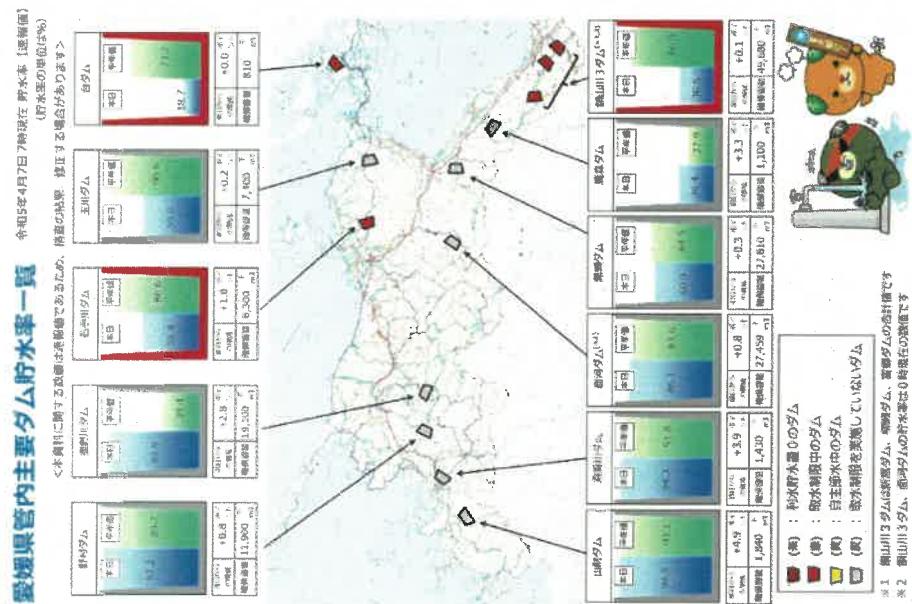


【県庁第一別館ロビー】 県内主要ダム貯水率一覧、節水呼びかけポスター





*令和5年度時の掲載情報

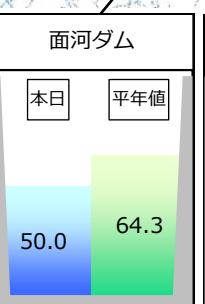
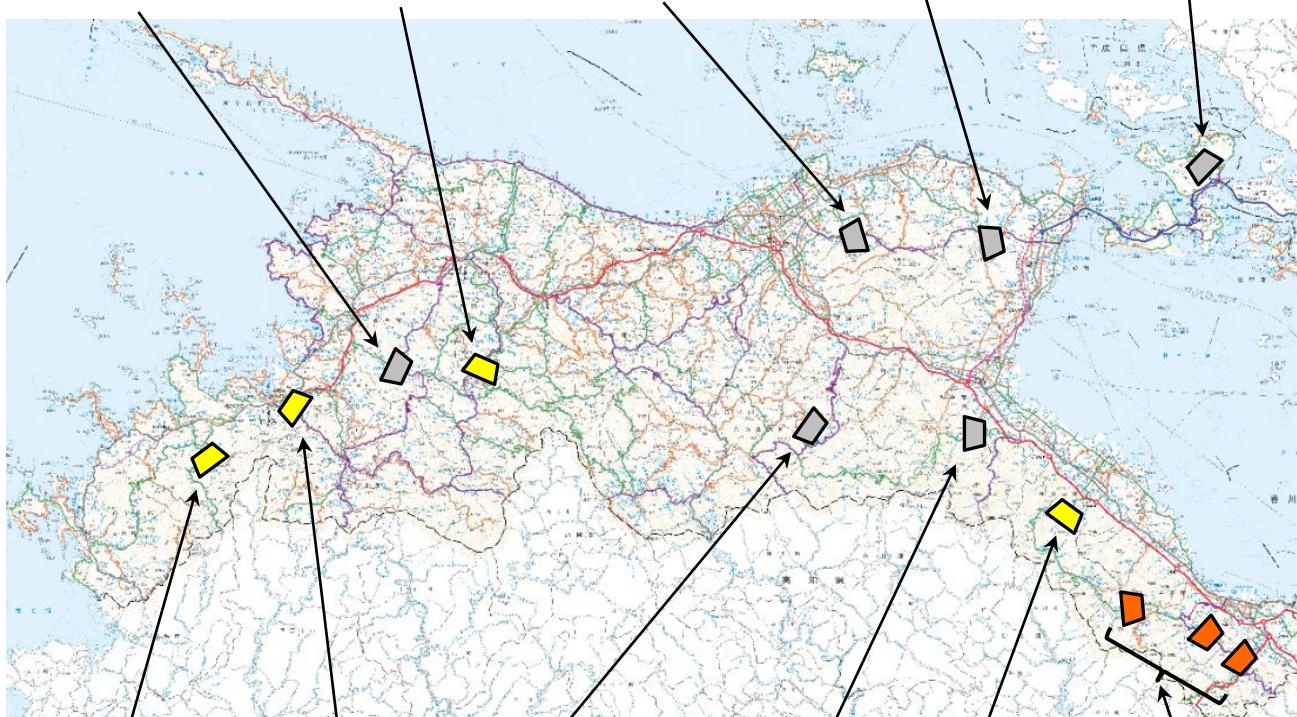
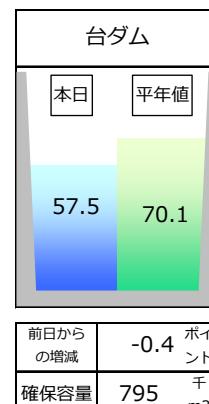
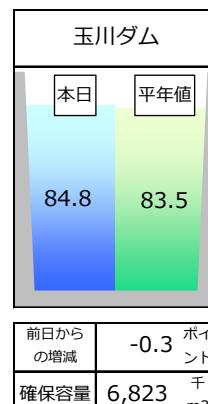
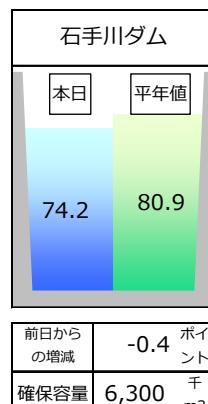
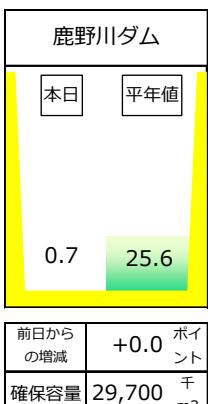
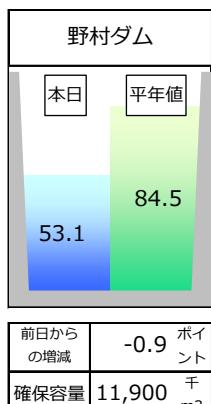


愛媛県管内主要ダム貯水率一覧

令和8年2月6日 7時現在 貯水率【速報値】

(貯水率の単位は%)

<本資料に関する数値は速報値であるため、精査の結果、修正する場合があります>



■ (赤) : 利水貯水量0のダム

■ (橙) : 取水制限中のダム

■ (黄) : 自主節水または流量調整中のダム

■ (灰) : 取水制限を実施していないダム

※1 銅山川3ダムは新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムの合計値です

※2 銅山川3ダムの貯水率は0時現在の数値です

※3 黒瀬ダムは工事実施に伴い貯水位を下げています



愛媛県渇水対策庁内連絡会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県渇水対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(連絡会議の設置又は解散)

第2条 県内の複数の市町において、生活用水、工業用水又は農業用水に係る支障等が報告されたとき、又は発生する恐れが生じ、具体的な渇水対策が実施された場合に、気象状況を踏まえて連絡会議を設置する。

- 2 連絡会議は、愛媛県渇水対策本部が設置されたとき、又は渇水解消の見通しがついたときに解散する。
- 3 連絡会議を設置し、又は解散したときは、会長は、直ちにその旨を委員に通知するものとする。

(任務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 渇水情報の集約及び分析
- (2) 渇水被害の把握
- (3) 渇水対策の検討
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第4条 連絡会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、土木部河川港湾局長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、土木部河川港湾局河川課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

総務部総務管理局行政経営課長
総務部総務管理局財産活用推進課長
企画振興部政策企画局総合政策課長
観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
県民環境部県民生活局県民生活課長
県民環境部防災局防災危機管理課長
保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
経済労働部産業雇用局産業政策課長
経済労働部産業雇用局企業立地課長
農林水産部農政企画局農政課長
農林水産部農業振興局農地整備課長
農林水産部農業振興局農産園芸課長
土木部土木管理局土木管理課長
土木部河川港湾局水資源・ダム政策監
土木部河川港湾局河川課長
土木部道路都市局都市整備課長
公営企業管理局総務課長
公営企業管理局発電工水課長
教育委員会事務局管理部教育総務課長

愛媛県渇水対策本部要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県渇水対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(本部の設置又は解散)

第2条 異常な渇水状況に対処し、県民生活に欠くことのできない生活用水、農業用水及び工業用水の不足の実態を把握し、総合的な渇水対策を推進するため、次の場合に本部を設置する。

- (1) 県内の複数の市町において生活用水の給水制限が実施された場合で、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあり、被害の規模、社会的影響等を考慮し、県庁一丸となって対策を講じる必要があると知事が認めたとき。
- (2) その他知事が必要と認めたとき。

2 本部は、渇水解消の見通しがついたときに解散する。

3 本部を設置し、又は解散したときは、事務局は、直ちにその旨を関係機関に通知するものとする。

(任務)

第3条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全県的な渇水情報の集約及び分析
- (2) 全県的な渇水被害の把握
- (3) 全県的な節水対策の取りまとめ及び県民、企業等への広報活動
- (4) 渇水地域に対する広域的な用水確保対策の調整及び指導
- (5) 渇水被害を防止し、又は軽減するための応急対策の実施
- (6) その他必要とする事項

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事を、本部付は教育長及び公営企業管理者を、本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第5条 本部に本部会議を置く。

2 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部長が必要があると認めるときは、市町その他の機関の職員に対し、本部会議への出席を求めることができる。

(地方対策本部)

第6条 本部長が必要と認めるときは、地方局に地方対策本部を設置することができる。

2 地方対策本部は、地方本部長、地方副本部長及び地方本部員をもって組織する。

3 地方本部長は地方局長の職にある者を、地方副本部長は各地方局の地域産業振興部長、健康福祉環境部長、農林水産振興部長及び建設部長の職にある者

を、地方本部員は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 地方対策本部は、本部の指示に従い、所管区域内における本部の任務に従事し、必要に応じ本部に報告するものとする。

(幹事会)

第7条 本部に別表3に掲げる職にある者により組織する幹事会を置き、本部の事務に従事させる。

(事務局)

第8条 本部の事務局は、土木部河川港湾局河川課に置く。

2 地方対策本部の事務局は、地方局の地域産業振興部総務県民課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部及び地方対策本部の運営に関し必要な事項は、それぞれの本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

防災安全統括部長
総務部長
企画振興部長
観光スポーツ文化部長
県民環境部長

保健福祉部長
経済労働部長
農林水産部長
土木部長
公営企業管理局長
副教育長

別表2（第6条関係）

地域産業振興部総務県民課長
地域産業振興部地域政策課長
健康福祉環境部企画課長
健康福祉環境部環境保全課長
農林水産振興部農業振興課長
農林水産振興部農村整備課長（中予地方局にあっては、同部農村整備第一課長）
建設部管理課長
ダム管理事務所長
公営企業管理局発電工水管理事務所長
公営企業管理局工業用水道管理事務所長
教育事務所長

別表3（第7条関係）

総務部総務管理局行政経営課長
総務部総務管理局財産活用推進課長
総務部総務管理局人事課長
総務部行財政推進局財政課長
総務部行財政推進局市町振興課長
企画振興部政策企画局総合政策課長
企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室長
企画振興部政策企画局広報広聴課長
観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
県民環境部県民生活局県民生活課長
県民環境部防災局防災危機管理課長
保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
経済労働部産業雇用局産業政策課長
経済労働部産業雇用局企業立地課長
農林水産部農政企画局農政課長
農林水産部農業振興局農地整備課長
農林水産部農業振興局農産園芸課長
土木部土木管理局土木管理課長
土木部河川港湾局水資源・ダム政策監

土木部河川港湾局河川課長
土木部道路都市局都市整備課長
公営企業管理局総務課長
公営企業管理局発電工水課長
公営企業管理局県立病院課長
教育委員会事務局管理部教育総務課長